

平成18事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画

第1 証券検査基本方針

1. 基本的考え方

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の基本的使命は、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持することであり、市場の仲介者としての役割を担う証券会社等に対して証券検査(以下「検査」という。)を厳正かつ適切に実施することが、検査に求められる最も重要な役割である。

最近の我が国の証券市場においては、情報通信技術の発展や景気回復に伴い、証券取引が活性化している一方で、取引所や証券会社によるシステム障害や売買発注業務に関する問題、金融商品や取引手法の多様化等による市場への影響など、様々な課題が明らかになってきている。こうした中、取引所や証券会社等の市場仲介者に対する投資者の信頼の向上が求められている。

証券監視委による検査の対象は、昨年7月、証券会社の財務の健全性等に関する検査や投資信託委託業者、投資顧問業者等にまで拡大したところであり、今後金融商品取引法が施行されることになれば、その対象は更に拡大することとなる。

以上を踏まえ、平成18事務年度(平成18年7月～19年6月)の検査においては、証券監視委の基本的な使命に則り、公正かつ透明性の高い健全な証券市場を確立し、市場に対する投資者の信頼を高めることを目指すこととし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標とする。検査の実施に際しては、証券監視委は果たすべき責務が増してきていることを認識し、常に市場動向に幅広い関心を持って機動的な対応を行うとともに、検査対象先の問題の本質を見極める観点から効果的・効率的な検査を行う。さらに、その結果に基づき、金融庁等に対し、行政処分について勧告等を行うとともに、新たな市場ルールの整備についても関心をもって、建議に向けた適正な対応を図っていくこととする。

2. 平成17事務年度検査結果

平成17事務年度(平成17年7月～18年6月)の検査結果をみると、重点項目としていた、「顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況」や「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でない」と認められる状況などについて、重大な法令違反が一部の証券会社において認められた。

また、17 事務年度から新たな検査対象先・項目となったもののうち、外国為替証拠金取引を営む金融先物取引業者に対しては、監督部局と必要な連携をし、計画件数を大幅に上回る検査を実施しており、一部の業者において重点項目としていた「不招請勧誘」などについて重大な法令違反が認められた。このほか、一部の投資法人において、役員会議事録の不実記載などの内部統制上の問題が認められたことに加え、一部の投資信託委託業者においては、「善管注意義務違反」や「投資信託財産及び投資一任契約運用資産相互間において取引を指図等する行為」などの重大な法令違反が認められた。

3. 平成 18 事務年度の検査実施方針

(1) 効率的な検査のための事務運営上の重点事項

① リスクに基づいた検査計画の策定

機動的かつ効率的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査計画を策定する。具体的には、引き続き常に市場動向等に関心をもって情報収集・分析を行うと同時に、各種情報・資料を総合的に勘案することにより、検査対象先を弾力的に選定し、検査の優先度を判断する。

また、必要がある場合には各種情報等に基づく機動的な特別検査を実施するほか、市場をめぐる問題や関心事項について業態を超えた横断的なテーマを選定し、共通の課題がある検査対象先に対して特別検査を行う。

② 関係部局等との連携強化

検査の効率性・実効性を高める観点から、以下のように関係部局等との連携を図る。

- ・ 財務局監視官部門との間では、検査手法や問題意識を共有し、同一グループ内の検査対象先に対する検査を円滑に実施する観点等から、合同検査の積極化を含めた相互の連携を図る。
- ・ 同様の観点から、金融庁検査局との間では、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先について、同時検査の実施など必要な連携を図る。
- ・ 自主規制機関との間では、業界や自主規制機能の発揮の状況について実態把握に努める観点から、定期的もしくは随時に情報交換を行うなど、必要な連携を図る。
- ・ 監督部局との間では、証券監視委事務局と監督部局が適切な役割分担に応じ、監督を通じて把握された検査に有効な情報や、検査を通じて把握された監督に有効な情報を交換することによって、相互の問題意識や情報を共有するなど、適切な連携を図る。
- ・ 外国証券規制当局との間では、クロスボーダー取引や、これらを多く受託する外資系の検査対象先や海外にも拠点を置く本邦の検査対象先に関して必要な情報交換を行うなど、連携を強化する。

③ 検査基本指針及び検査マニュアルの見直しの検討

金融商品取引法の施行を見据え、効率的かつ効果的な検査の実施や検査対象先の負担軽減等の観点から、検査の基本事項や検査実施の手続き等を定めた「証券検

査に関する基本指針」や、検査の着眼点等を定めた「証券検査マニュアル」等について見直しの検討を行う。

(2) 深度ある効果的な検査のための検査実施上の重点事項

① 問題の本質を把握するための着眼点

検査の実施に際しては、単に表面上の事象を形式的に扱うのではなく、その背景にある行為者の目的・意図や組織風土に着目して深く掘り下げるとともに、複数の情報・資料の関連性を考慮して総合的に分析することにより、深度ある検査を実施する。

② 内部統制面の検証

検査において認められた業務運営上の問題については、その事実関係や経緯等を分析することにより、法令に抵触するか否かにとどまらず、検査対象先の内部統制面からも検証する。その際、形式的な内部統制のみならず、その有効性についても深度ある検証を行う。さらに、経営の基本方針等との相互関連性を検証することによって、経営者に対する内部統制が有効に機能しているか等を含めた経営管理上の問題の把握にも努める。

なお、問題の把握に当たっては、検査対象先の組織としての責任について重点的に検証を行う。同時に、検査対象先における職務権限と責任の明確化を徹底し、再発防止等のために可能な限り行為者を特定するとともに、取締役等の管理者についてもその問題に関して責任がないか、十分に検証する。

③ グループ体型検査の着眼点

証券会社、投資信託委託業者等のグループ体型検査におけるグループ内取引の検証に際しては、顧客情報の取扱いや利益相反取引の防止など、内部管理態勢の状況について検証する。

④ 投資者保護の観点からの投資勧誘状況の検証

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、適切な投資勧誘が行われているかについての的確に検証する。

いわゆる適合性の原則は、投資者保護のための販売・勧誘に関するルールの柱となるべき原則であり、金融商品取引法においても引き続き同様の規範として位置付けられている。投資勧誘状況の検証に当たっては、複雑でリスクの正確な把握が困難な金融商品が増加していることを踏まえ、説明責任が十分に果たされているかなど、特に適合性原則の観点から検証する。

⑤ 公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

公正な価格形成は、公正かつ透明性の高い健全な証券市場の構築のための根幹となるものであるが、これを阻害するおそれのある行為だけでなく、その売買管理態勢等に対する踏み込んだ検証を行う。

また、インターネット取引を取り扱う証券会社に対しては、顧客の注文がそのまま市

場に取り次がれるといった特質を考慮した売買管理態勢等についても検証する。

⑥ 証券会社の市場仲介機能に係る検証

証券会社については、システム障害や誤発注の問題等を踏まえ、システムリスクなど証券会社の抱えるリスクが適切に管理されているか検証するとともに、不公正な取引を未然防止する観点から、投資者と証券市場を仲介する者として実効性ある内部管理態勢を構築しているか検証する。

また、公正な市場の確保の観点から、有価証券の引受業務を行う際に、引受審査、情報管理、売買管理が適切に行われているか等について検証する。特に、流通市場への影響の大きい MSCB 等の有価証券については、引受審査等の状況を総合的に検証する。

⑦ 資産運用・助言業者に対する着眼点

投資者保護等を図る観点から、資産運用や投資助言業務を適切に遂行する役割を担う投資信託委託業者、投資法人や投資顧問業者に対し、顧客等のための忠実義務や善管注意義務等の法令遵守状況について重点的に検証する。特に、不動産投資法人の資産を運用する投資信託委託業者については、不動産物件にかかる運用・管理について内部統制が有効に機能しているかについて検証する。また、投資法人については、その内部統制が適正に行われているかについて、十分な検証を行う。

⑧ 金融先物取引業者に対する着眼点

外国為替証拠金取引を行う金融先物取引業者に対し、勧誘の要請をしていない一般顧客に対して訪問又は電話による勧誘を禁止した、いわゆる不招請勧誘の禁止等の行為規制について、引き続き投資者保護の観点から重点的に検証する。

⑨ 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証

自主規制機関については、自主規制業務が実効性の高いものとなっているか、その機能が適切に発揮されているかについて検証する。具体的には、市場間競争の進展等の環境変化の中で、会員等に対する規則の制定、考査等及び処分等を行う業務、上場審査・管理を行う業務等についての的確に検証する。

さらに、昨年末以降の取引所におけるシステム障害の発生により、市場インフラとしての取引所の重要性が再認識されたことを踏まえ、取引所が開設する有価証券市場の運営が円滑かつ適切に行われるような態勢を構築しているかの的確に検証する。

⑩ 過去の検査における問題点の改善状況

過去に指摘されている法令違反行為事項等が依然として改善されていない事例が認められていることにかんがみ、引き続き、前回検査で指摘した問題点の指摘事項の改善状況等について重点的に検証し、繰り返し同一の問題点が認められる場合には、厳しく対処する。

第2 証券検査基本計画

証券会社等	114 社(うち財務局等が行うもの 94 社)
投信・投資顧問業者等	48 社(うち財務局等が行うもの 26 社)
金融先物取引業者	9 社(うち財務局等が行うもの 9 社)
自主規制機関	必要に応じて実施

(注)上記検査のほか、特別検査等を実施することがある。